

平成24年3月5日

入札参加資格者 各位

水道事業に係る一般競争入札の電子入札導入について

日頃より、本市の水道行政につきまして、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。さて、土浦市（水道事業を除く）では、入札における透明性の確保や競争性の向上、入札参加者におけるコスト縮減などを効率的に促進するため、平成17年10月から一部の一般競争入札案件について、電子入札を試行的に導入いたしました。その後、段階的に対象範囲を拡大し、平成24年4月1日からは、全ての一般競争入札案件について、電子入札の対象とすることいたしました。

つきましては、水道事業の入札に係る全ての一般競争入札案件について、電子入札の対象といたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、紙入札については、やむを得ない事由があると市が認めた場合のみとさせて頂きますで、電子入札参加に向けた環境整備や技術習得について、各位準備を進めていただくようよろしくお願いします。

記

1. 電子入札対象範囲

（1）建設工事

全ての一般競争入札案件

（2）測量・コンサルタント

全ての一般競争入札案件

2. 実施時期

平成24年4月1日から

※準備期間として平成24年6月入札分までは紙入札での参加も認める。

【やむを得ない事由の例】

①ICカードの失効、閉塞、破損等の理由により、ICカード再取得の申請又は準備中の場合。

②代表者（ICカード取得者）変更等の理由により、ICカード再取得の申請又は準備中の場合。

③新規の電子入札参加者で、ICカード取得申請中の場合。

④入札参加者が使用する機器等に障害が発生している場合。

※茨城県において、電子入札のマニュアル及び操作デモを掲載しています。

こちらのページを参照ください。↓

<http://ppi.cals.ibaraki.lg.jp/sousa.html>